

**Q1** 医療法改正により、平成19年4月1日以後、医療法人の監事の職務が明確化され、役割が強化されたとのことですが、具体的にどのように変わるのでしょうか。

**A**

ポイント

- (1) 医療法改正により、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営を推進する観点から、各機関の機能が医療法に明記され、監事の職務についても監査報告書の作成や届出、閲覧に関する取扱い規定が整備されました。
- (2) この改正で、監事は他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこととされ、監事の監査は決算書に基づく財産状況の監査のみでなく、法人組織や内部制度をチェックする業務監査も含まれ、監査報告書の作成が義務づけられました。

## 1. 監事の他の役員との関係、兼任禁止、選任と任期、職務

### (1) 監事の他の役員との関係、兼任禁止、選任と任期

- ① 監事は、運営管理指導要綱により、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないことが必要とされています。
- ② 監事は、その医療法人の理事や法人の職員を兼任することはできません。
- ③ 社団医療法人の監事は、社員総会において選任されます。  
監事の任期は、2年を超えることはできないとされています。ただし、再任をすることは可能です（従前は運用上指導）。また、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とされます。

### (2) 監事の職務

医療法改正前は民法第59条の規定を準用していましたが、医療法改正により監事の職務が下記のように明確に規定され、医療法人の内部管理体制の強化が図られました。

監事の職務は、次のとおりとする。(医療法46条の4③(社団たる医療法人部分抜粋))

- ① 医療法人の業務を監査すること。
- ② 医療法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- ④ ①又は②の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会に報告すること。
- ⑤ 社団たる医療法人の監事にあつては、④の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- ⑦ 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

## 2. 監事の監査報告書の作成、提出の義務付け

- (1) **監事の監査報告書の作成、提出**——医療法改正により、監事には、前記③のとおり監査報告書の作成、提出が義務付けられ、平成19年4月1日以後に始まる会計年度から作成することとされており、その会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出することになります。
- (2) **都道府県知事への届出**——医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、事業報告書等とともに、監事の監査報告書を都道府県知事に届け出なければならないとされています。この規定に違反して届出をしなかったり虚偽の届出をしたときは、20万円以下の過料に処せられます。
- (3) **監事の監査報告書等の閲覧**——医療法人は、事業報告書、定款等とともに監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、その社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧に供しなければならないとされています。この備え付けを怠ったり正当な理由がないのに閲覧を拒否した場合には、20万円以下の過料に処せられます。

また、都道府県知事に届け出された事業報告書等や監査報告書は、請求があった場合には、都道府県知事は、これを閲覧に供しなければならないとされており、医療法人の各事務所での閲覧よりも広く、利害関係者でなくても情報公開されることになっています。ここでの公開は、過去3年間に届出した書類について行われることとされています。これらの取扱いは、平成19年4月1日以後に始まる会計年度から適用されます。

### 「医療法人における事業報告書等の様式について」で示されている様式から抜粋

#### 監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私は、医療法人〇〇会の平成〇〇会計年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

#### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇 印

**Q2** 医療法人の決算が近づいてきましたが、今期は計画を上回る利益が出そうなことから、決算に向けて節税対策を検討したいのですが、どのような方法がありますか。

**A**

ポイント

- (1) 節税対策には、お金の支出を伴う方法と伴わない方法があり、前者には、経費支出により税金を減らすものと税金の支出を将来に繰り延べるものがあります。
- (2) 資金流出がなく税金だけが減少する対策が資金繰上望ましいわけですが、整理すべき不良債権や不良固定資産等がない場合、対策は主にお金の支出を伴う方法となります。その場合支出・投資の効果と資金繰りへの影響を十分考慮すべきです。

## 1. お金の支出を伴うもの

### (1) 経費となるものの支出により利益を圧縮し税金を減らすもの

#### ① 未精算の領収書を集め精算する

節税の大原則は、費用になるものはすべて計上することです。例えば、冠婚葬祭で領収書がない支払いが未精算になっているといったものがないか、決算にあたって必ず確認します。

#### ② 少額減価償却資産、消耗品費になるものを購入する

1個当たり10万円未満のもの、また、青色申告中小法人の場合は10万円以上の医療機器等であっても30万円未満であれば年間300万円までは損金に計上することができます。

ただし、購入しても支払額の全額が節税になるわけではなく、支払額の約40%分だけが税金として少なくなるわけですから、しっかり費用対効果の見極めが大切です。

#### ③ 修繕費になる修繕を行う

修繕費とは固定資産の原状回復や維持するために費やした費用をいい、全額損金にすることができます。ただし、固定資産が長持ちするようになったとか、機能や品質が以前よりアップしたという場合は、資本的支出となり全額を一度に損金にすることはできません。

#### ④ HP作成や広告宣伝費を使う

病医院間の競争がますます激しくなり、好調な収益を更に持続させ、伸ばすためには、もっと多くの患者に自院の良さを知ってもらう必要があります。HPの作成やリニューアル、新聞等への広告宣伝費など患者とのパイプをもっと太くする必要があります。

#### ⑤ 決算賞与を支給する

予想以上の利益が見込まれるときは、予想を上回った余裕金の一部を使用人に決算賞与として支給することも有効な決算対策となり（期末日までに実際に賞与を支払っていれば、税務上問題なく損金算入が認められます）、使用人の勤労意欲の向上にも役立ちます。

### (2) お金を使い税金の支払を将来に繰り延べるもの

#### ① 短期前払費用の特例を利用して期末に翌年1年分の地代家賃等を支払う

対価を支払った日から1年以内に行われる地代、家賃、リース料、保険料、借入金利子などの役務提供に対する前払費用については、支払った日から1年以内に役務提供を受けるもので、每期継続して支出した事業年度の損金とすることの要件を満たしていれば、支出した事業年度の損金に算入することができます。

資金的に余裕があると有効な節税対策となりますが、この特例の節税効果は、例えば月払いを年払いに変更した年度1回限りであることに留意が必要です。

## ② 医療用機器等の特別償却制度等を利用する

青色申告法人は、1台又は1基5百万円以上の新品の医療用機器を購入し取得価額の14%の医療用機器等の特別償却を行うことにより購入年度の利益を圧縮することができます。

## ③ 保険料が損金になる生命・損保保険に加入し年払いで支払う

決算期末までに定期保険など、支払った保険料が損金になる生命保険に加入します（保険金受取人が会社で、長期平準定期保険に該当しないものです）。ただし、国税庁は「法人契約の増定期保険に関する税務取扱い」について見直しを検討しており、また、生命保険は、その種類や契約パターンによって税務上の取扱いが異なっていますので、注意が必要です。

## 2. お金の支出を伴わないもの

### ① 不良債権となっている未収金を回収不能として損金経理する

労災や自賠責の請求など、過去に請求したが無理な理由で入金がないものや患者が死亡したりして、回収できない患者負担金が未収金に計上されているものについては、その全額が回収できないことが明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理できますので、決算日前までに回収できない理由や計上の誤りを調べ、理事長の承認のもと貸倒損失を計上します。

また、この不良債権の早期処理は、病医院の財務体質の健全性の面からも有用です。

### ② 含み損が発生している資産（土地、ゴルフ会員権など）を売却する

資産デフレによって、取得価額より時価の方が下落している資産があります。価額が下落した資産を売却すると譲渡損失が発生しますので、その分利益が減ります。

### ③ 使用しなくなった医療機器、什器備品などの固定資産を除去する

使用しなくなった医療機器、什器備品などは、決算日までに廃棄除去すれば、簿価を除去損として損金に計上できます。償却資産台帳に掲載されている資産で、すでに使用しなくなったもの、除去してなくなっているものがないかチェックし、廃棄除去してあれば除去の経理処理をします。

なお、廃棄除去しなくても、その使用を廃止し今後事業に使用しない可能性がないと認められる資産は、その資産の帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を損金に算入することができます。

### ④ 固定資産税や自動引落しの公共料金など債務の確定しているものを未払費用として計上する

固定資産税はその年の1月1日の所有者に課税され、賦課決定があった日の属する事業年度の損金に算入することができます。また、社会保険料、水道料、電気料など自動引落しになっている費用は、通常1か月遅れて引き落とされている場合が多く、未払費用として計上できます。

### ⑤ 未払決算賞与を計上する

決算賞与は決算日までに支払うことが原則ですが、資金繰りなどの都合で、未払計上することも認められます。ただし、未払賞与を計上して損金にするためには債務が確定していることが条件で、そのためには次の（イ）～（ハ）のすべての要件を満たしていなければなりません。

（イ）支給額を各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知していること

（ロ）（イ）の通知をした金額を全ての使用人に対して決算日から1か月以内に支払うこと

（ハ）通知日の属する事業年度で損金経理していること